

第9章 方法書に対する住民意見及び知事意見とその事業者見解

9.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価方法書に対する、住民からの知事又は事業者への意見書の提出はなかった。

9.2 知事意見及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく、よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価方法書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解は、表9に示すとおりである。

表9(1) 方法書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解

知事意見	知事意見に対する事業者の見解
全般的事項	
<p>1. 本事業により周辺道路の交通量が大幅に増加することが見込まれることから、公共交通機関の利用促進など自動車使用を可能な限り抑制するとともに、駐車場の配置、その出入口の数や配置及び駐車場への引き込み動線や商業施設の搬入車両の荷捌き場所の配置などを具体的に検討したうえで、渋滞などの交通状況を交通シミュレーションを用いて検討し、交通計画をとりまとめること。</p>	<p>本事業により増加する交通量が周辺に与える影響を軽減するため、公共交通機関の利用促進や増加する施設関連車両の低減に向けた取り組みを検討しました。また、施設関連車両の低減については、駐車場の配置や出入口、引き込み動線、業務車両の配置等を考慮するほか、既存資料や関係者との協議を踏まえて混雑が発生する可能性が高いと想定される時期に交通量調査を実施し、これらに基づく交通シミュレーションを行い効果について検討しました。なお、交通シミュレーションでは、現況の再現及び将来の交通量の予測、上記の交通量の抑制に向けた事業者による対策のほか、混雑解消に向けた有効対策（行政協議に基づく対策）についても検討を行いました。また、交通計画ではこれらの結果を踏まえ、とりまとめました。</p> <p>（「2.5.4 交通計画・駐車場計画」に記載）</p>
<p>2. 工事期間中は、工事関係者の公共交通機関の利用促進や工事関係車両の効率的な運用などにより、自動車使用を可能な限り抑制するとともに、本事業計画地内の既存駐車場が解体されることから、周辺の駐車場を確保するなどの工事計画をとりまとめること。</p>	<p>工事関係車両の関してはラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、周辺道路において入場待ち車両が発生しないよう適切な運行に努めること、作業員の通勤手段は公共交通の利用を奨励することを工事施工業者に周知徹底し、自動車使用の抑制に配慮します。また、今後の詳細な工事計画策定においては、さらに抑制できるよう工事の平準化への配慮、輸送効率の向上や計画的な運行による車両台数の削減、工事関係車両の運行管理等に配慮します。</p> <p>このほか、I期工事期間中は既存駐車場が解体されることにより周辺駐車場の利用が想定されます。そのため、周辺駐車場の現在の稼働状況等を確認しました。</p> <p>（「2.5.6 工事計画」に記載）</p>

表 9(2) 方法書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解

知事意見	知事意見に対する事業者の見解
<p>3. これらの交通計画及び工事計画を基に、沿道の大気汚染、道路交通騒音などを予測するとともに、準備書に交通計画及び工事計画を具体的に記載すること。</p>	<p>沿道の大気汚染、道路交通騒音・振動の予測では交通計画及び工事計画を踏まえ予測しました。また、供用後の沿道の大気汚染の予測においては、事業計画地周辺の道路が混雑している状況（走行速度、混雑時間）を考慮して行いました。 （「2.5.4 交通計画・駐車場計画」「2.5.6 工事計画」「6.1 大気質」「6.2 騒音」「6.3 振動」に記載）</p>
<p>気象</p>	
<p>事業計画地のある商業地域内の広場及び近隣の住居地域や公園など、ビル風の影響を特に配慮すべき場所があることから、このような場所を予め現地確認し、予測地点とすること。また、ビル風による環境への影響を最小限にとどめるよう建物の向き、隅切りや植栽等の対策を検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画地周辺を現地確認するとともに、事業計画地東側に隣接するせんちゅうパル2階やセルシー1階の広場及び近隣の住居地域や公園などビル風による影響を特に配慮すべき場所を考慮して、予測地点を選定した上で予測を行いました。 高層棟の基本的な配置については、事業計画地の北西側に配置することが、東側周辺への風環境への影響が比較的小さく、顕著な影響範囲も西側・北側に限られ風環境への影響が最も少ない配置であると確認しました。また、高層棟の基本的な配置を北西側としたうえで、位置、向き、形状についていくつかの検討を行いました。が、いずれも風環境として大きな相違は認められなかったため、対策としては直接的に風環境改善効果の高い、防風壁、庇、屋根、植栽などの対策により影響を最小限にとどめるよう検討を行いました。 （「6.8 気象（局地風系）」に記載）</p>